

答 申 第 5 号  
令和3年5月20日

世田谷区長  
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会  
会 長 野 村 武 司

令和2年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄  
に関する意見聴取について（追加作成分）（答申）

令和3年4月13日付諮問第5号により依頼のあった「令和2年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。